



特殊車両指導取締りの結果について

国土交通省郡山国道事務所では下記のとおり、特殊車両の指導取締りを実施しました。

1. 実施日時 令和2年12月8日(火)13:30~15:30
2. 実施場所 国道4号 白河車両検測所(郡山国道事務所)

取締結果

	取締台数	違反車両(内訳)		違反車への措置	
		無許可	無許可 (諸元違反)	措置命令	警告
国道4号	8台	2台	0台	0台	2台

取締状況写真



国土交通省郡山国道事務所では、道路の保全及び事故等の危険防止を図るとともに、特殊車両通行許可制度の普及啓発を行うため、引き続き指導・取締りを実施します。

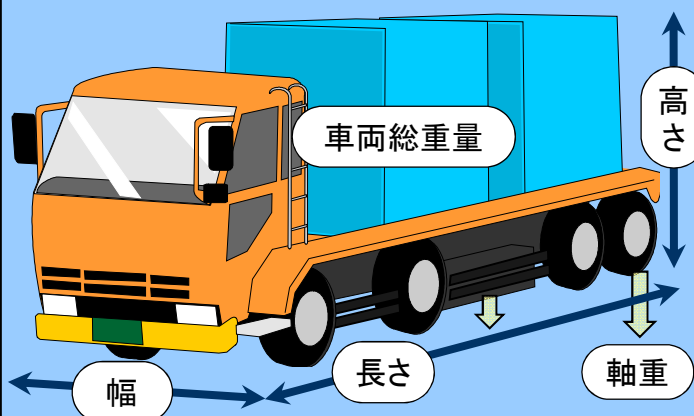
【記者発表会：郡山記者クラブ、白河記者クラブ】

(問合せ先)

国土交通省 東北地方整備局 郡山国道事務所 TEL024(946)8165
管理課長 河原 正儀(かわはら まさよし) 内線431

●下表の限度を「1つでも」超える車両は、 「特殊車両通行許可」が必要です

	道路の構造による限度(車両制限令等)
長さ	走行(連結・積載)状態で 12m ※トレーラ等連結車はほとんどがこれを超えます。
幅	積載状態で 2.5m
高さ	積載状態で 3.8m (一部道路では4.1m)
総重量 (車+乗員+荷物)	積載状態で 20t (一部道路では車両の構造に応じて最大25t)
軸重	積載状態で最大 10t

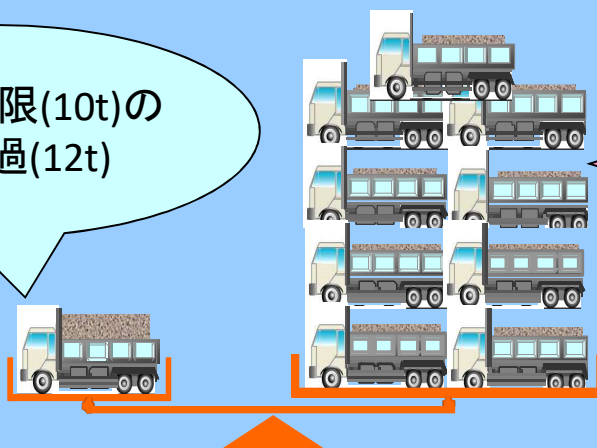


【注意】

- ・車両の大きさや重さに関する制限はこのほかにも「道路運送車両法」、「道路交通法」でも定めがあります。
- ・自動車検査証に記載の車両総重量等の範囲内であっても、上表の限度を「1つでも」超える車両は「特殊車両通行許可」が必要です。

●重量制限超過は、みんなの財産である 道路に負担をかけています

軸重が制限(10t)の
2割超過(12t)



橋への負担は
制限(10t)以下の車両で
9台分以上!!!